

# 公立小松大学学生団体の活動等に関する規程

平成 30 年 4 月 1 日

規程第 26 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立小松大学（以下、「本学」と言う。）の学生が健全な課外活動の育成を図るために、学生団体の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において課外活動とは、学生の自主活動に基づくものであり、学術、芸術、スポーツ、レクリエーション等に関し、学生が自主的に参加して行う健全な活動を言う。

## (団体の設立)

第3条 本学において、学生が団体を設立しようとするときは届出書（別紙様式 1・2）を提出し、学長の承認を得なければならない。

2 届出書には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的、活動内容
- (3) 学生代表者、役員、構成員の氏名及び連絡先
- (4) 顧問の氏名
- (5) その他学長が必要と認める事項

3 学長の承認を得るには、5月末までに届出を提出しなければならない。

## (届け出事項の変更)

第4条 団体が前条に掲げる事項について変更したときは、学長に「学生団体変更届」（別紙様式 3）を提出するものとする。

## (団体の継続)

第5条 団体の継続を希望する場合は毎年5月末までに「学生団体継続届」（別紙様式 4）を学長に提出するものとする。

2 前項の届出がない場合は、解散したものとみなす。

## (団体の活動停止及び解散)

第6条 団体が次の各号の一に該当するときは、学長は当該団体の活動の停止及び解散を命ずることがある。

- (1) 諸規程に関し、違反行為があったとき。
- (2) 構成員の不足など、団体の運営が円滑に行われなくなったとき。
- (3) 構成員が不祥事に關係し、それが団体活動に關係があったとき。

(4) 1年以上団体活動が行われなかつたとき。

(顧問の設置)

第7条 団体に顧問教員を置くものとする。

2 顧問は原則として、本学の専任教員がこれにあたり、当該団体の活動に対する助言及び指導を担うものとする。

(講師及び指導員等の招聘)

第8条 団体が、学外から講師、指導員等を招聘するときは、「外部講師・指導員等招聘届」(別紙様式5)を顧問の同意を得て学長に届け出るものとする。

(学外団体への加盟)

第9条 団体が、学外の団体に加盟したときは、次の事項を記載した「学外団体加盟報告書」(別紙様式6)及び学外団体に加盟したことを証する書類を、学長に提出するものとする。

- (1) 学外団体の名称、代表者氏名
- (2) 加盟の趣旨
- (3) 学外団体の目的及び事業
- (4) 学外団体の本部及び事業所の所在地
- (5) 顧問の氏名及び承認印
- (6) その他学長が必要と認める事項

(学外活動及び合宿等)

第10条 団体が学外において、集会、文化芸術活動または体育活動等を行う場合は、その期日の7日前までに「学生団体学外活動届」(別紙様式7)に必要事項を記載のうえ、参加者の名簿(別紙様式8)を添えて、学長に届け出るものとする。

2 団体またはその構成員が合宿等を行う場合は、その期日の10日前までに「学生団体学外活動届」(別紙様式7)と参加者の名簿(別紙様式8)、日程計画表を添えて学長に届け出るものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、団体の活動等について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。